

大項目	運営体制										総合相談支援業務				権利擁護業務					包括的・継続的ケアマネジメント支援業務					認知症総合支援事業					介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務				一般介護予防事業					
	① 事業計画	② 職員配置	③ 3職種連携・チームアプローチ	④ 職員の資質向上	⑤ 個人情報保護	⑥ 苦情対応	⑦ 24時間体制の確保	⑧ 公正・中立性の確保	⑨ 報告・届出書等	⑩ 建物設備等	① センターの周知	② ネットワークの構築	③ 地域の実態把握	④ 相談対応	① 成年後見制度の活用と普及啓発	② 高齢者虐待への対応	③ 多問題事例への対応	④ 消費者被害の早期発見と防止	⑤ サービスや仕組みの活用	① 関係機関との連携体制の構築	② 介護支援専門員に対する支援	③ 地域の課題解決への取り組み	④ 多職種協働によるネットワークの構築	① 普及啓発の促進	② 認知症サポーターキャラバン事業の推進	③ 認知症の人の家族への支援	④ 早期診断・早期治療への支援	⑤ 見守り体制の構築	① 適切な介護予防ケアマネジメントの実施	② 公正・中立性の確保	③ 適切な業務の実施	① 介護予防事業対象者の把握・支援	② 介護予防・フレイル予防の普及啓発	③ 介護予防教室の実施	④ 地域の介護予防活動の育成支援				
小項目	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
自己評価	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行政評価	○	△	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

【講評】

＜運営体制＞

・非常勤職員の配置が、仕様に満たなかった。

＜総合相談支援業務＞

・かわら版を年2回発行し、町会回覧を行うなど広く包括の活動内容の周知や事業説明ができた。

＜権利擁護＞

・消費者被害防止のためステッカーを独自に作成し、サロン等で配布し工夫して普及啓発に努めた。

＜包括的・継続的ケアマネジメント＞

・居宅介護支援事業所を戸別訪問し、ニーズの把握、連携に努めた。

＜介護予防ケアマネジメント＞

・モデル的に市と共催で、自立支援に向けたプラン作成のための多職種による事例検討会を開催し、先駆的な取り組みができた。

【支援方針】

・介護予防教室の参加者が少ないため、課題の整理及び地域特性に合わせた啓発方法の検討等、後方支援を行う。